

# 経済教育学会学会誌著作権規定

**第1条（目的）** 本規定は、経済教育学会の学会誌である「経済教育」（英文名 The Journal of Economic Education, 以下「本誌」という）に掲載される研究論文等の著作権について定めるものである。

**第2条（著作権の帰属）** 本誌に掲載された研究論文等の著作権について、複製権と公衆送信権は経済教育学会に帰属するものとする。著作権法に定められたその他の権利は、著者に帰属する。

② 著者の研究論文等が本誌に掲載・発行された日から3ヵ月経過すれば、著者は当該研究論文等の全部ないし一部を複製し、電子媒体・印刷媒体等を通じて配布・公開したり、他の著作物等に転載することができる。その場合、著者（共著者がいる時は代表の著者1名）は、事前に文書ないし電子メール等で編集委員会に届け出て許可を得るとともに、複製物あるいは転載された著作物等に出典（本誌該当号）と著作権者名（経済教育学会）を明記すること。

**第3条（著作権の利用許諾）** 第三者から、本誌掲載の研究論文等の複製・配布・公開等に係る著作権の利用許諾要請があった場合は、編集委員会において審議し、適当と認めたものについてその利用を許諾することができる。ただし、その場合は著者（共著者がいる時は代表の著者1名）の承諾を得るものとする。

② 前項の措置によって、第三者から経済教育学会に対価が支払われた場合は、同学会の会計に繰り入れて学会活動に有効に使用することにする。

**第4条（著作権の適用開始時期）** 本規定に定める著作権の取扱いについては、2011年発行の本誌第30号から適用するものとする。

**第5条（付則）** 本規定は、2010年9月25日の学会総会で承認され、同日付をもって発効した。